

第四條	解雇せん者ニハ帰國旅費尤ノ次々支給スベシ
第五條	有配偶者 五拾弐
第六條	独身者 三拾弐
第七條	最低賃銀ヲ制定スベシ
第八條	諸負制度ヲ撤廃スベシ
第九條	就業時間ヲ八時半ミスベシ
第十條	総テノ罰金制度ヲ撤廃スベシ
	第九条 早出残業ニ対スル分増ヲスベシ
	但シ一日五時半以上
	通勤者ニ対シテハ通勤手当・支給スベシ

(協調会労働課)